

# 高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託 入札説明書

奈良県が調達する役務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7に掲げる者に説明を求めることができます。

## 1 公告日

令和8年6月1日(月)

## 2 競争入札に付する調達の内容

### (1)入札件名

高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託

### (2)委託期間

委託契約日から令和9年3月19日(金)まで

### (3)その他

委託業務の詳細については、高田こども家庭相談センター移転先地質調査業務委託特記仕様書(以下「仕様書」といいます。)によります。

## 3 入札方法

(1)入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### (2)入札の手続

①入札書は入札公告第5に示す期間内に提出してください。ただし、奈良県の休日(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する奈良県の休日(以下「県の休日」といいます。)を除きます。

#### ②入札書の提出について

ア 入札書(様式3)、積算内訳書(様式4)は、郵便により提出してください。

郵便は書留郵便としてください。入札書、積算内訳書は封筒に入れ、封書の表に【開札日】、【委託業務名】、【入札者名】を記載し、併せて「入札書在中」と朱書きしてください。封筒は、代表者の印で封印してください。また、初度入札と再度入札の封筒は別々にして下さい。

イ 入札書は二重封筒とし、奈良県こども・女性局こども家庭課長あての親展として、入札公告第5に定める期日までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到達したもののみ有効です。

〈送付先〉〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地  
奈良県 こども・女性局 こども家庭課長

ウ 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

エ 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書の記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を持って落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### ③入札回数

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。再度入札(2回目)の締切日時については、原則として、開札日の翌日午前9時以降に設定しますので、奈良県ホームページ(<https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html>)を必ずご確認の上、郵便により、締切日時までに入札書を提出してください。なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

## 4 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、5の③のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。

「くじ」を行う場所 奈良県庁(本庁舎)2階 A21 会議室

「くじ」を行う日時 令和8年6月26日(金)14時30分(予定)

なお、再度入札(2回目)の開札で落札者がいないときは、再度入札(2回目)で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

「くじ」の実施方法については、以下のとおりとします。

ア 落札となるべく同額の入札をした者(以下「くじ対象者」といいます。)の入札日(表封筒に印字された郵便局の受付印<sup>※1</sup>)の早い順に、くじ対象者に対し番号(以下、「抽選番号」)を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号<sup>※2</sup>の下4桁の小さいものから順に割り当てるものとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号(以下、「くじ番号」といいます。)をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者数で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を第1落札候補者とします。

エ 第2落札候補者を決める必要がある場合は、第1落札候補者を除いたくじ対象者で同様の手順を繰り返します。第3落札候補者についても同様とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

### 〈例〉

業者名	入札書の金額	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日)	書留郵便の下4桁	くじ番号	くじ対象者	抽選番号
A社	14,000,000	2026.6.10	1234	020	×	
B社	11,000,000	2026.6.12	2883	295	○	3
C社	11,000,000	2026.6.10	4345	164	○	2
D社	11,000,000	2026.6.10	1982	138	○	1

くじ番号の合計値 = 295 + 164 + 138 = 597

くじ対象者数 = 3

$597 \div 3 = 199$  余り0  $0 + 1 = 1$

第1落札候補者は抽選番号「1」のD社となります。

また、第2落札候補者を決める場合は、※第2落札候補者抽選 抽選番号 1;C社 2;B社  
 $(295 + 164) \div 2 = 229$  余り1  $1 + 1 = 2$

第2落札候補者は抽選番号「2」のB社となります。

## 5 入札日程等

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	奈良県こども・女性局こども家庭課 TEL:0570-020-262 (ナビダイヤル・音声アナウンス 2 番) ホームページ <a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html</a>
(イ)入札等に関する質問 ※奈良県こども家庭課メールアドレスにご質問を送信して下さい。  ※送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をしてください。	令和8年6月8日(月)17時まで	奈良県こども・女性局こども家庭課 TEL:0570-020-262 (ナビダイヤル・音声アナウンス 2 番)  こども家庭課メールアドレス kodomo@office.pref.nara.lg.jp
(ウ)質問に関する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	令和8年6月11日(木)17時まで	ホームページアドレス <a href="https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html">https://www.pref.nara.lg.jp/n055/p087000.html</a>
(カ)入札書の提出 ※書留郵便に限る	令和8年6月23日(火)12時まで	〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県こども・女性局こども家庭課長あて
(キ)開札	令和8年6月26日(金) 14時00分	開札場所 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁(本庁舎)2階 A21 会議室  ※代表者以外が開札に立ち会う場合は、委任状(様式5)を持参ください。
(ク)競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査	令和8年7月3日(金)17時まで	7の(1)で示す場所へ持参

## 6 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

- (1)競争入札参加資格確認申請書等  
「競争入札参加資格確認申請書(様式1)」

- \* 国土交通省地質調査業者登録規程第7条第1項の規定に基づき国土交通省に提出した地質調査業者現況報告書の写し(直近のもので表紙部分のみで可)を添付してください
- (2)施工体制確認調査提出書類
  - ア 施工体制確認調査報告書 様式2-1
  - イ 業務履行に関する実施体制図(測量等調査業務) 様式2-2
  - ウ 配置予定技術者名簿(測量等調査業務) 様式2-3
  - エ 積算内訳書(測量等調査業務) 様式2-4
  - オ 手持ち機械等の状況 様式2-5
  - \* 各様式の記載要領を十分確認して下さい。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付して下さい。
  - \* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出して下さい。
  - \* 下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。
    - ア 施工体制確認調査に協力しない場合
    - イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
    - ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
    - エ 提出書類が入札金額に適合しない場合
    - オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
    - カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合
- (3)提出部数 各1部
- (4)提出期限 入札公告第5に示す期限までに提出してください。
  - \* 期限までに提出されない場合は失格となります。
  - \* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
- (5)提出方法 持参により提出してください。
- (6)提出書類の作成等
  - ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
  - イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。
  - ウ 提出書類は返却しません。

## 7 問合せ先

- (1)入札手続き等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
  - 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
  - 奈良県子ども・女性局子ども家庭課児童虐待対策係(県庁主棟3階)
  - 電話番号:0570-020-262(ナビダイヤル・音声アナウンス 2番)
  - FAX番号:0742-27-8107
  - 平日:午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定に該当する場合(下記①又は②に該当する場合は)、免除します。

- ①保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
  - ②過去2年間に国又は地方公共団体と本委託事業と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した者
- ※入札保証金の免除書類を提出している場合は不要です。
- ※履行実績の証明については、契約書の写し(契約相手方による契約実績を証する書類でも可)の提出が必要です。遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

## 9 契約書作成の要否等

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者について誓約の内容に違反する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- (3) 本件は電子契約の対象となります。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式6)」を競争入札参加資格確認申請書とあわせて提出してください。

## 10 契約の不締結

契約締結までに落札者について、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 11 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合及び契約者が10(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければなりません。なお、10中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 12 調達手続きの停止等

入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続きについて停止等の措置を行うことがあります。

## 13 その他

落札者は、落札後速やかに、詳細仕様及び履行方法等について県と事前に十分に打合せをし、その指示に従うこと。